

令和3年度

第1回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第1回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年4月7日(水) 午後1時30分～午後2時10分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室

3. 農業委員 出席委員 10人

会長	10番	石井 克己
委員	1番	小川 治夫
	2番	小沢 伊知郎
	3番	石橋 弘嗣
	4番	石田 まさ子
	5番	宇田川 忠好
	6番	太田 裕士
	7番	板橋 利行
	8番	石井 文夫
	9番	石井 利和

4. 農地利用最適化推進委員 6人

1番	久保田 章
2番	富田 憲一
3番	岡本 好夫
4番	石井 玄德
5番	大滝 與鷹
6番	平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班(委員)の指名

4 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

2件

議案第2号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	2件
議案第3号	令和3年度第1次農用地利用集積計画の決定について	2件
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について 事務局長専決分	25件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第3号	地目変更登記に係る回答について	1件
報告第4号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の 証明願について	5件
報告第5号	令和2年度 農地法第32条の規定による農地利用意向調査結果	

6. 農業委員会事務局職員

局長	飯塚 浩一
次長	舘野 裕之
副主幹	山崎 武敏
副主幹	本多 浩章
副主幹	吹上 裕三
主任	地村 環

7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和3年度第1回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中 10名、農地利用最適化推進員6名中 6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
議 長	<p>それでは、議席3番の委員と議席4番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の山崎副主幹、本多副主幹を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員でございます。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員でございます。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第3号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>

<p>事務局長</p>	<p>それでは、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、2件でございます。事務局から議案の説明をお願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、2件でございます。</p> <p>(1)の申請について、議案の1ページをお願いいたします。申請受付日は、令和3年3月22日でございます。申請地は堀之内で、地目は畑、面積は318平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。申請理由につきましては、自動車整備工場を目的に賃借権の設定をするものでございます。</p> <p>次に(2)の申請について、議案の3ページをお願いいたします。申請受付日は、令和3年3月24日でございます。申請地は原木で、地目は田、面積は66平方メートル外2筆で合計面積は336平方メートルです。区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。申請理由につきましては、駐車場を目的に賃借権の設定をするものでございます。説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席2番</p>	<p>現地調査は、令和3年3月31日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、北総線北国分駅の南東側、概ね400メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、申請地周辺は宅地化が進み、市街化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。</p>

<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>転用にもなう周辺農地への影響ですが、申請地の周囲にコンクリートブロックを設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>また、汚水については合併浄化槽にて処理し、雨水と併せて道路側溝へ排水するとのことでございます。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>つぎに（２）についてでございますが、申請地は、二俣小学校西側、概ね４００メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、第１種農地及び第３種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がり狭い地域であることから、第２種農地と判断されます。</p> <p>転用にもなう周辺農地への影響ですが、境界には既存のフェンスがありますが、さらに鋼板を設置し、土砂等の流出を防除するとのことでございます。</p> <p>申請地は転圧して砂利敷きとし、雨水については、自然浸透とするものがございます。</p> <p>譲渡人は、要望により賃借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は以上でございます。</p> <p>ありがとうございます。第１班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>それではご説明させていただきます。</p> <p>（１）の譲受人は、市内で道路及び道路施設の清掃維持管理業を主な事業とする法人です。</p>
----------------------	---

申請地の隣接地は、譲受人がすでに駐車場として利用しており、さらに、周辺の人口増加に伴い、地域の住民向けに自動車整備工場を計画したことから、申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、令和3年8月20日に着工し、完了は、同年11月20日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われまます。

(2)の譲受人は、東京都江戸川区に本店を置き、建設業を営むことを主な目的とする法人です。

申請地の隣接地は、譲受人がすでに駐車場として利用しており、既存の駐車場では手狭となったことから申請に至ったとのことです。

資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。

一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。

転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。

転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されていることから、特に問題はございません。

工事の予定につきましては、許可有り次第着工し、完了は着工後15日となっております。

以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと

	<p>思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」(1)について、許可相当と決定することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して県知事に送付することと、決定いたします。</p>
議 長	次に、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願につい

<p>事務局長</p>	<p>て」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の5ページから6ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年3月5日、令和3年3月11日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が2件提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果について、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席5番</p>	<p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和3年3月30日に第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>(1) について申請地は、県立市川大野高等学園の西側に位置した梨畑2筆、面積1,857平方メートルで、主に申出人の夫が農業に従事していましたが、令和2年3月に死亡したことから、農業経営を維持することが困難になり、今回の申請に至ったとのこと。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間250日で、農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>続きまして(2) について申請地は、国際医療福祉大学市川病院の北側に</p>

	<p>位置した露地畑1筆、面積501.23平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事していましたが、平成31年1月に死亡したことから、農業経営を維持することが困難になり、今回の申請に至ったとのことです。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間200日で、申出人の聞き取りで確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(1)は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第2号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」(2)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし

<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>次に議案第3号「令和3年度 第1次農用地利用集積計画の決定について」2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>議案第3号 「令和3年度第1次農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。</p> <p>議案書の7ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、令和3年3月12日付けで、市川市長より令和3年度第1次農用地利用集積計画(案)が、2件提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いいたします。</p>
<p>議席5番</p>	<p>議案第3号「令和3年度第1次農用地利用集積計画の決定について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和3年3月30日に、第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、2件の農用地利用集積計画案でございます。</p> <p>1番から2番まで、借り手の方はすべて曾谷5丁目在住の方です。</p> <p>1番は、国分5丁目在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するもので</p>

	<p>す。</p> <p>申請地は、国分5丁目の「道の駅いちかわ」の西側に位置した畑2筆、現況は露地畑でございます。</p> <p>面積は、2,009平方メートルです。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>つぎに2番ですが、堀之内在住の貸し手の方が所有する農地を賃貸借するものです。</p> <p>申請地は、「道の駅いちかわ」の北側に位置した畑1筆、現況は露地畑でございます。</p> <p>面積は、1,488平方メートルで、現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>1番、2番ともに設定期間は市川市基本構想において、新規参入者には1年又は2年とする旨が設定されている為、1年としたものです。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた令和3年度第1次農用地利用集積計画案については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「令和3年度 第1次農用地利用集積計画の決定について」、1番及び2番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により原案のとおり、決定いたしました。</p>
事務局次長	<p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、25件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」ご報告いたします。</p> <p>議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>農地法第4条及び第5条の届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。</p> <p>議案の9ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和3年3月1日から同年3月23日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は、12件、13筆、5,527.00平方メートル、</p> <p>第5条の届出は、13件、16筆、4,302.08平方メートルでございます。</p> <p>第4条と第5条を合せますと、25件、29筆、転用面積は、9,829.08平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては、10ページから14ページまでの記載のとおりでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。

<p>事務局次長</p>	<p>次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p> <p>報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通知について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委員会に通知されたものです。</p> <p>土地は、奉免町の畑1筆、面積は1,011平方メートルであり、令和3年3月26日に合意解約がなされ、同日付けで農業委員会に通知書が提出されたものです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「地目変更登記に係る回答について」、1件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第3号「地目変更登記に係る回答について」ご報告いたします。</p> <p>議案書16ページをお願いいたします。</p> <p>令和3年3月16日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会があったものです。</p> <p>土地の所在は、曾谷、面積は496平方メートル他2筆で、合計面積は1,271平方メートルで市街化調整区域に位置しております。</p> <p>登記簿の地目を「田」または「畑」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況としましては、令和3年1月7日付けで農地法第5条</p>

<p>議 長</p>	<p>に基づき「特定建築条件付売買予定用地」を目的に転用許可がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和3年3月25日に現地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただいたものでございます。</p> <p>なお、回答書の記載内容でございますが、現況確認の結果に基づき「非農地」と回答し、その他参考事項として、現況については「住宅建設中」と回答したものです。</p> <p>以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、5件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第4号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。</p> <p>議案の17ページ及び18ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和3年2月9日から3月8日までに申請のあった5件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「令和2年度 農地法第32条の規定による農地利用意向調査結果」について、事務局より報告いたします。</p>

<p>事務局次長</p>	<p>報告第5号「令和2年度 農地法第32条の規定による農地利用意向調査結果」についてご報告いたします。</p> <p>議案の19ページをお願いいたします。</p> <p>昨年度、実施した農地利用状況調査の結果から利用意向調査が必要な者に対して行った結果を報告いたします。</p> <p>回答者は7名で、</p> <p>②「自ら所有権の移転又は賃借権その他の所有収益を目的とする権利の設定もしくは移転を行う」が1名、1筆、</p> <p>③「自ら耕作する」が、3名、9筆、</p> <p>④「その他」が3名、3筆となっております。</p> <p>その他の主な理由は、</p> <p>「今後、草刈りをする。」「進入路がなく近隣の土地所有者の許可をもらわないと草刈りができない。」などとなっております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了いたしました。</p> <p>これで、令和3年度第1回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p>

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。